証券コード　3692

令和３年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
株式会社ＦＦＲＩセキュリティ
代表取締役社長　鵜　飼　裕　司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましては、株主様の健康と安全を最優先にお考えいただきますようお願い申しあげます。書面による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和３年６月24日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　令和３年６月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー２階　Room A
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　　第14期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻など上記対応を更新する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.ffri.jp）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

◎体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は受付にてお申し出いただきますようお願いいたします。

◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。また、マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

◎感染拡大防止のために座席の間隔を拡げ、ご用意できる席数を例年より大幅に減少させていただきます。

（お知らせ）◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.ffri.jp）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

１．会社の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、大手企業や防衛産業を狙ったサイバー攻撃による被害が多数確認された他、コロナ禍において急速に普及したテレワーク環境を狙ったサイバー攻撃の増加が確認されました。特に大手企業を狙ったサイバー攻撃では、サプライチェーン攻撃や標的型ランサムウェア攻撃など高度な手法が用いられ、機密情報の漏えいや、一時業務停止となるなどの被害が発生しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、セキュリティ体制が十分でないまま急遽テレワークを実施した企業を狙ったサイバー攻撃も増加しています。国内においては、テレワークに利用される機能の一つであるRDP（リモートデスクトッププロトコル）の脆弱性を突いた攻撃や、VPN（バーチャルプライベートネットワーク）接続の認証情報が漏えいするなどの被害が確認されています。日本政府としても、ニューノーマルな働き方としてテレワークを推進している他、行政のデジタル化に向けてデジタル庁を開設予定であるなど、ICT技術の利活用を加速させています。このような社会の変革の中で、サイバー・セキュリティ対策の重要性や求められる役割は、ますます大きくなってきています。

このような環境の中、当事業年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

（ナショナルセキュリティセクター）

ナショナルセキュリティセクターにおきましては、国家関連組織や防衛産業を狙ったサイバー攻撃による被害が増加しており、デジタル領域における安全保障が課題となってきています。日本政府は令和３年度予算における防衛省のサイバー関連能力強化予算の増額や、サイバー防衛隊の増強をはじめとする対処体制の強化及び、人材の育成・確保を進めています。当社においては、横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターにて、主にセ

キュリティ教育及び調査・研究案件を進めております。
　この結果、当事業年度におけるナショナルセキュリティセクターの売上高は64,467千円となりました。

（パブリックセクター）
　パブリックセクターにおきましては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に伴い、官公庁及び地方自治体における需要が増大しております。行政のデジタル化を推進するデジタル庁の新設や、総務省による自治体向けセキュリティ対策の費用補助などの支援も拡充され、今後も需要の増加が見込まれます。当社においては、パブリックセクター専門のチームによる販売活動や、販売パートナーへのOEM提供、販売促進キャンペーンの実施など協業関係を強化し、官公庁及び地方自治体へ向けた営業体制の強化を進めております。
　この結果、当事業年度におけるパブリックセクターの売上高は511,977千円となりました。

（プライベートセクター）
　プライベートセクターにおきましては、引き続き戦略的販売パートナーとの連携強化を進めた他、FFRI yarai及びFFRI yarai Home and Business EditionのOEM提供による販路拡大など、販売パートナーとの協業体制強化による販売拡大施策を進めた結果、FFRI yaraiなどプロダクトの販売が拡大しております。また、セキュリティサービスにつきましては、セキュリティ調査・研究サービス及び車載セキュリティの関連案件を中心に実施しました。
　この結果、当事業年度におけるプライベートセクターの売上高は1,041,831千円となりました。

　以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,618,275千円（対前期比1.1％増）、営業利益328,716千円（対前期比6.2％減）、経常利益329,515千円（対前期比6.2％減）、当期純利益249,242千円（対前期比9.0％減）となりました。

なお、令和２年３月31日付で連結子会社であったFFRI North America, Inc.を解散したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結計算書類を作成しておりません。それに伴い、前期との比較につきましては、単体の前事業年度と比較しております。

② 設備投資の状況

当社では、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当事業年度における設備投資額は56,566千円であり、その主な内容は、販売目的ソフトウェアの開発等として23,040千円、自社利用ソフトウェアの購入等として1,979千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等20,563千円、東京都千代田区への本社移転に伴う事務所造作費用7,194千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成30年３月期)	第 12 期 (平成31年３月期)	第 13 期 (令和２年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (令和３年３月期)
売　　上　　高（千円）	1,671,989	1,649,848	1,600,678	1,618,275
経　常　利　益（千円）	392,647	319,626	351,146	329,515
当　期　純　利　益（千円）	305,497	123,505	273,853	249,242
１株当たり当期純利益　（円）	37.37	15.09	33.44	30.43
総　　資　　産（千円）	2,362,487	2,365,362	2,529,755	2,656,536
純　　資　　産（千円）	1,195,115	1,319,276	1,592,971	1,842,214
１株当たり純資産　（円）	146.03	161.09	194.50	224.94

（注）１．当社は、第13期において、連結子会社であったFFRI North America, Inc.を清算結了したため、第14期から連結計算書類を作成しておりません。このため、財産及び損益の状況の推移については、当社の単独の計算書類に基づく開示のみを行っております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

（３）重要な子会社及び関連会社の状況

①　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ	200,000千円	40%	サイバー・セキュリティに関する教育・研修の実施、研究開発など

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

(研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏えい等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社では、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

(人材育成)

当社が今後成長するに当たり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社は従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

(セキュリティリテラシー)

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社は、通常の営業活動の他、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

(ブランディング)

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求する

ことが有効と考えております。また、Black Hat※等のカンファレンスにて最新のセキュリティ技術を発表することで当社の技術力を示すなど、当社の認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

(海外展開)

世界の情報セキュリティ市場における日本のシェアは約10%前後に過ぎず、多くを海外市場が占めております。また、コンピュータ・セキュリティは、その製品技術の内容は世界共通であることから、海外市場への製品供給のハードルは高くなく、海外市場への製品供給は、当社の成長戦略上、重要な事項となっております。

(コンシューマー市場での拡販)

ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金といった個人を標的とするサイバー攻撃が拡大を続けている中、既存のセキュリティ対策は高度化するサイバー脅威を前に効果が薄れてきており、有効な製品の普及はほとんど進んでいない状況となっております。また、個人向けのセキュリティ市場規模はICTの発達やモバイル端末の増加により拡大しており、当社は個人向け製品の拡販に取り組んでおります。

※ Black Hat　世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。

（５）主要な事業内容（令和３年３月31日現在）

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売
コンサルティング及び研修。

（６）主要な営業所（令和３年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社事務所	東京都千代田区
横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンター	神奈川県横須賀市

（７）使用人の状況（令和３年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106（－）名	16名増（－）	34.7歳	3.8年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社はサイバー・セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（８）主要な借入先の状況（令和３年３月31日現在）

該当事項はありません。

（９）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

（１）株式の状況（令和３年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　8,190,000株

③ 株主数　8,187名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
鵜飼裕司	1,942,000株	23.71%
金居良治	1,626,000	19.85
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN MALL CAP FUND CLT AC	326,000	3.98
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	319,876	3.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	203,700	2.49
田中重樹	176,000	2.15
株式会社ＳＢＩ証券	137,000	1.67
楽天証券株式会社	100,900	1.23
ＢＮＰ ＰＡＲＩＢＡＳ ＡＲＢＩＴＲＡＧＥ ＳＮＣ	81,305	0.99
松井証券株式会社	57,600	0.70

（注）１．持株比率は自己株式（94株）を控除して計算しております。

２．上記鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和３年３月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和３年３月31日現在600,000株）を含めて表記しております。

（２）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（３）会社役員の状況

①　取締役の状況（令和３年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜飼裕司	
専務取締役	金居良治	最高技術責任者、ナショナルセキュリティ事業部長
常務取締役	田中重樹	最高財務責任者
取締役	川原一郎	事業開発室長
取締役	梅橋一充	セキュリティプロダクト事業部長
取締役（常勤監査等委員）	原澤一彦	
取締役（監査等委員）	松本　勉	横浜国立大学大学院　環境情報研究院　教授 横浜国立大学　先端科学高等研究院　情報・物理セキュリティ研究ユニット　主任研究者 国立研究開発法人産業技術総合研究所　サイバーフィジカルセキュリティ研究センター　研究センター長
取締役（監査等委員）	山口功作	合同会社側用人　代表社員 xID株式会社　社外取締役
取締役（監査等委員）	平山孝雄	ヴイエムウェア株式会社　公共営業部　アドバイザー ネットアップ合同会社　エンタープライズ営業本部　アドバイザー UiPath株式会社　通信・公共営業本部　顧問

（注）１．取締役（監査等委員）松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏は、社外取締役であります。

２．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、原澤一彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．当社は、取締役（監査等委員）松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

（イ）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和３年２月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ⅰ.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ）の報酬は、固定金銭報酬のみを支払うこととし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ⅱ.個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、毎月支給する定額の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ⅲ.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬のみで構成され、固定金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。

ⅳ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、その具体的内容を決定するものとする。

（ロ）当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) （うち社外取締役）	78,000 （－）	78,000 （－）	－ （－）	－ （－）	５名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21,960 (9,960)	21,960 (9,960)	－ （－）	－ （－）	4 （３）
合　　計 （うち社外取締役）	99,960 (9,960)	99,960 (9,960)	－ （－）	－ （－）	9 （３）

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、平成30年６月27日開催の第11回定時株主総会において、年額２億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は５名です。

３．取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、令和２年６月25日開催の第13回定時株主総会において、年額５千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は４名です。

③　社外役員に関する事項

（イ）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）松本勉氏は横浜国立大学大学院　環境情報研究院教授、横浜国立大学　先端科学高等研究院　情報・物理セキュリティ研究ユニット　主任研究者及び国立研究開発法人産業技術総合研究所　サイバーフィジカルセキュリティ研究センター　研究センター長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）山口功作氏は合同会社側用人　代表社員及びxID株式会社　社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）平山孝雄氏はヴイエムウェア株式会社　公共営業部　アドバイザー、ネットアップ合同会社　エンタープライズ営業本部　アドバイザー及びUiPath株式会社　通信・公共営業本部　顧問であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 （監査等委員） 松本　勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年の情報工学研究で培った深い知識と幅広い知見に基づき、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 山口功作	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営の経験を含む豊かな経験と、情報通信分野における実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 平山孝雄	令和２年６月25日就任以降に開催された取締役会10回のうちすべてに、また、監査等委員会10回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、ナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

（ハ）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は１千万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

（４）会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,302千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,302千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

①　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）取締役及び使用人は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

（ロ）内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

（ハ）取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

（イ）当社は、取締役会を原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。

（ロ）当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

（ハ）当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

ⅰ．監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。

ⅱ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。

ⅲ．当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。

（ロ）当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ⅰ．取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。

ⅱ．その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。

ⅲ．監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

（ハ）監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

ⅰ．当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

ⅱ．監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

ⅲ．当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

（ニ）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

⑥　その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

③　リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

④　取締役の職務執行について

当社は、毎月１回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

⑤　監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査等委員は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査等委員会がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査等委員会は会計監査人、内部監査部門など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

４．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**2,381,679**	**流　動　負　債**	**608,447**
現金及び預金	2,093,587	未　払　金	49,470
売　掛　金	255,678	未　払　費　用	8,041
製　　品	662	未払法人税等	59,729
前　払　費　用	23,346	未払消費税等	30,045
そ　の　他	8,404	預　り　金	9,704
		前　受　収　益	451,455
固　定　資　産	**274,856**	**固　定　負　債**	**205,874**
有形固定資産	**26,745**	資産除去債務	4,997
建　　物	6,834	長期前受収益	200,876
工具、器具及び備品	19,911	**負　債　合　計**	**814,321**
無形固定資産	**53,710**	（純資産の部）	
商　標　権	115	**株　主　資　本**	**1,842,214**
ソフトウエア	53,595	**資　本　金**	**286,136**
		資本剰余金	**261,136**
投資その他の資産	**194,400**	資本準備金	261,136
投資有価証券	300	**利益剰余金**	**1,295,320**
関係会社株式	160,000	その他利益剰余金	1,295,320
長期前払費用	205	繰越利益剰余金	1,295,320
差入保証金	26,959	**自　己　株　式**	**△379**
繰延税金資産	6,934	**純　資　産　合　計**	**1,842,214**
資　産　合　計	**2,656,536**	**負債純資産合計**	**2,656,536**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自令和２年４月１日
　至令和３年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,618,275
売　上　原　価		289,803
売　上　総　利　益		1,328,472
販売費及び一般管理費		999,755
営　業　利　益		328,716
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	20	
受　取　手　数　料	207	
補　助　金　収　入	1,000	
そ　の　他	78	1,306
営　業　外　費　用		
為　替　差　損	15	
リ　ー　ス　解　約　損	493	508
経　常　利　益		329,515
税引前当期純利益		329,515
法人税、住民税及び事業税	79,339	
法　人　税　等　調　整　額	933	80,272
当　期　純　利　益		249,242

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自令和２年４月１日
至令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,046,078	1,046,078	△379	1,592,971	1,592,971
当期変動額								
当期純利益				249,242	249,242		249,242	249,242
当期変動額合計	－	－	－	249,242	249,242	－	249,242	249,242
当期末残高	286,136	261,136	261,136	1,295,320	1,295,320	△379	1,842,214	1,842,214

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

　時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産

・製品、仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10年～18年

工具、器具及び備品　４年～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウエア　　見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウエア　　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・商標権　　定額法によっております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金　　受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

（４）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（５）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　6,934千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

（２）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　　32,571千円

（２）関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権　　6,781千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　　2,580千円

営業取引以外の取引による取引高　　13,529千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　8,190,000株

（２）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　94株

（３）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（４）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

（イ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

（ロ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

令和３年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,093,587	2,093,587	－
②売掛金	255,678	255,678	－
資産計	2,349,265	2,349,265	－
①未払金	49,470	49,470	－
②未払費用	8,041	8,041	－
③未払法人税等	59,729	59,729	－
④未払消費税等	30,045	30,045	－
⑤預り金	9,704	9,704	－
負債計	156,991	156,991	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①未払金、②未払費用、③未払法人税等、④未払消費税等、⑤預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式（※１）	300
関係会社株式（※２）	160,000
差入保証金（※３）	26,959

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※２）関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※３）賃貸借物件に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価開示の対象としておりません。

８．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,740千円
一括償却資産	850千円
減価償却超過額	2,798千円
資産除去債務	1,530千円
繰延税金資産小計	9,919千円
評価性引当額	△1,530千円
繰延税金資産合計	8,389千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,454千円
繰延税金負債合計	△1,454千円
繰延税金資産の純額	6,934千円

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%
住民税均等割	0.22%
法人税等の特別控除	△5.47%
評価性引当額の増減	△0.43%
その他	△0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.36%

９．持分法損益等に関する注記

（１）関連会社に対する投資等の金額　160,000千円

（２）持分法を適用した場合の投資の金額　203,186千円

（３）持分法を適用した場合の投資利益の金額　45,473千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. １株当たり情報に関する注記

（１）１株当たりの純資産額　224円94銭

（２）１株当たりの当期純利益　30円43銭

12. 重要な後発事象に関する注記

（株式の取得（子会社化））

当社は、令和３年５月14日開催の取締役会において、株式会社シャインテック（本社：神奈川県川崎市、代表取締役社長　宮﨑　清隆　以下、シャインテック）の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。

（１）株式の取得の理由

当社の持つサイバー・セキュリティ技術をシャインテックに提供し、サイバー・セキュリティ関連サービスを含む、幅広いサービスを提供することを目的としております。

（２）異動する子会社の概要

①名称	株式会社シャインテック
②所在地	神奈川県川崎市多摩区菅二丁目３番７号２０１号室
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　宮﨑　清隆
④事業内容	第三者評価、ＰＭ支援、システム設計
⑤資本金	12,000千円
⑥設立年月日	平成15年８月

（３）株式取得の相手先の概要

①氏名	宮﨑　清隆　含む個人株主４名
②上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

（４）取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

①異動前の所有株式数	－株（議決権所有割合－％）	
②取得株式数	240株（議決権の数　240個 ）	
③取得価額	株式会社シャインテックの普通株式	約190百万円
	アドバイザリー費用等	約 24百万円
	合計（概算額）	約214百万円
④異動後の所有株式数	240 株（議決権所有割合 100.0％）	

（５）日程

①取締役会決議日	令和３年５月14日
②株式譲渡契約締結日	令和３年５月14日
③株式譲渡実行日	令和３年５月25日

（自己株式の取得に係る事項の決定）

当社は、令和３年５月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

（１）自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

（２）取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	120,000株を上限とする （発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.5％）
③株式の取得価額の総額	３億円を上限とする
④取得期間	令和３年５月19日～令和３年６月18日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付け

13. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月20日

株式会社ＦＦＲＩセキュリティ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富　永　貴　雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清　水　俊　直	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＦＦＲＩセキュリティの令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月21日

株式会社ＦＦＲＩセキュリティ　監査等委員会

常勤監査等委員	原　澤　一　彦	㊞
監査等委員	松　本　　勉	㊞
監査等委員	山　口　功　作	㊞
監査等委員	平　山　孝　雄	㊞

（注）監査等委員松本勉、山口功作及び平山孝雄は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鵜飼裕司（うかいゆうじ） (昭和48年２月17日生) （再任）	平成12年４月　イーストマンコダックジャパン株式会社　入社 平成15年３月　eEye Digital Security社(現Beyond Trust社)入社 平成19年７月　当社設立　取締役副社長最高技術責任者 平成21年３月　代表取締役社長(現任)	1,942,000株
	（取締役会の出席回数）　14回/14回 （取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由） 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上において重要な役割を果たしております。以上より、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>かな い りょう じ
金 居 良 治
（昭和50年１月17日生）
（再任）</td><td>平成16年10月 eEye Digital Security社（現 Beyond Trust社）入社
平成19年７月 当社設立 取締役技術担当
平成21年３月 取締役最高技術責任者
平成30年６月 専務取締役最高技術責任者（現任）
令和２年３月 ナショナルセキュリティ事業部長
令和３年４月 ナショナルセキュリティ事業本部長（現任）</td><td>1,626,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役会の出席回数） 14回/14回
（取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由）
当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の専務取締役最高技術責任者として技術面で重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>た なか しげ き
田 中 重 樹
（昭和43年１月13日生）
（再任）</td><td>平成16年６月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社（現 バリオセキュア株式会社）入社
平成20年12月 当社入社 管理部長
平成21年４月 経営管理本部長
平成21年６月 取締役最高財務責任者
平成30年６月 常務取締役最高財務責任者（現任）</td><td>176,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役会の出席回数） 14回/14回
（取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由）
これまで当社の常務取締役最高財務責任者として管理部門全体のマネジメントを担当し、コーポレート・ガバナンスを中心に重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>川 原 一 郎
（かわ はら いち ろう）
（昭和45年3月18日生）
（再任）</td><td>平成10年４月 株式会社システムプロ（現 株式会社システナ）入社
平成19年７月 インフォサイエンス株式会社入社
平成24年３月 当社入社 技術戦略室 シニア・マネージャー
平成26年４月 執行役員 事業推進本部長
平成30年６月 取締役 事業推進本部長
令和２年３月 取締役 事業開発室長（現任）</td><td>3,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役会の出席回数） 14回/14回
（取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由）
これまで当社の取締役事業推進本部長として営業部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>梅 橋 一 充
（うめ はし かず み）
（昭和55年２月19日生）
（再任）</td><td>平成13年４月 富士インフォックス・ネット株式会社 入社
平成18年４月 ソーバル株式会社 入社
平成20年４月 当社入社
平成24年４月 執行役員 プロダクト開発第二部長
平成30年６月 取締役 製品開発本部長
令和２年３月 取締役 セキュリティプロダクト事業部長
令和３年４月 取締役 製品開発本部長（現任）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役会の出席回数） 14回/14回
（取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由）
これまで当社の取締役製品開発本部長として製品開発部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

３．鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和３年３月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和３年３月31日現在600,000株）を含めて表記しております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー２階　Room Ａが会場です。

会場ビルは、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、セキュリティカードが必要となります。お手数ですが、１階エントランス内のカンファレンス専用受付にてお受取りになり、ご来場ください。

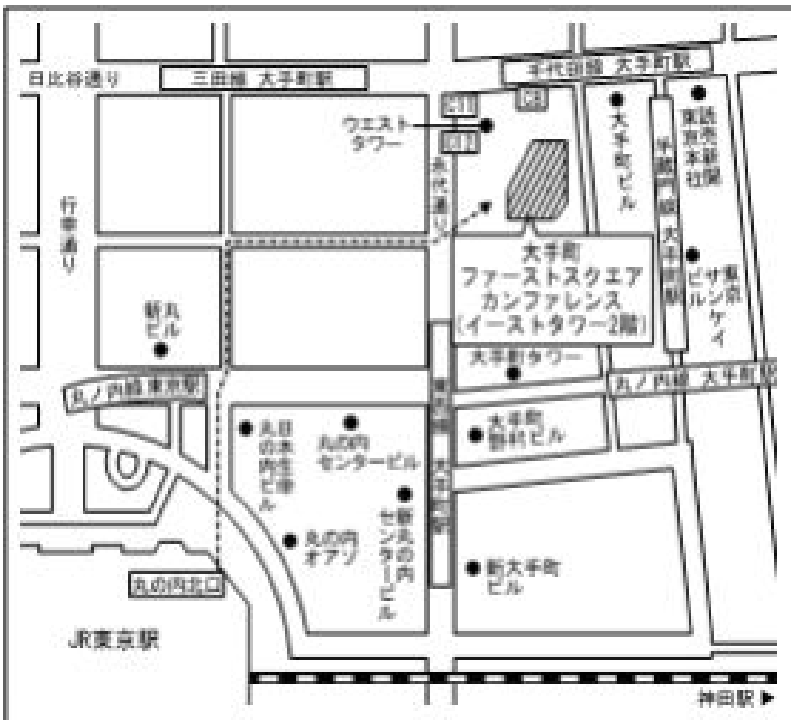

最寄駅

ＪＲ　東京駅丸の内北口　徒歩4分

地下鉄（東京メトロ丸ノ内線／東西線／千代田線／半蔵門線／都営地下鉄三田線）

大手町駅C8・C11・C12出口　徒歩1分